15　カウンター・記載台

■ 基本的な考え方

カウンター及び記載台を設ける場合は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

次に掲げる基準に適合するよう努めること。

1　高さ	●高さは、70cm程度とする。
2　下部スペース	●下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。

■ 誘導基準

1　カウンター	○立位のカウンターには、身体を支えるよう台を固定するとともに、手すりを設けることが望ましい。 ○カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けることが望ましい。
2　呼出し装置	○音声及び文字電光掲示板を設けることが望ましい。
3　照明	○机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点滅操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

カウンター及び記載台の例

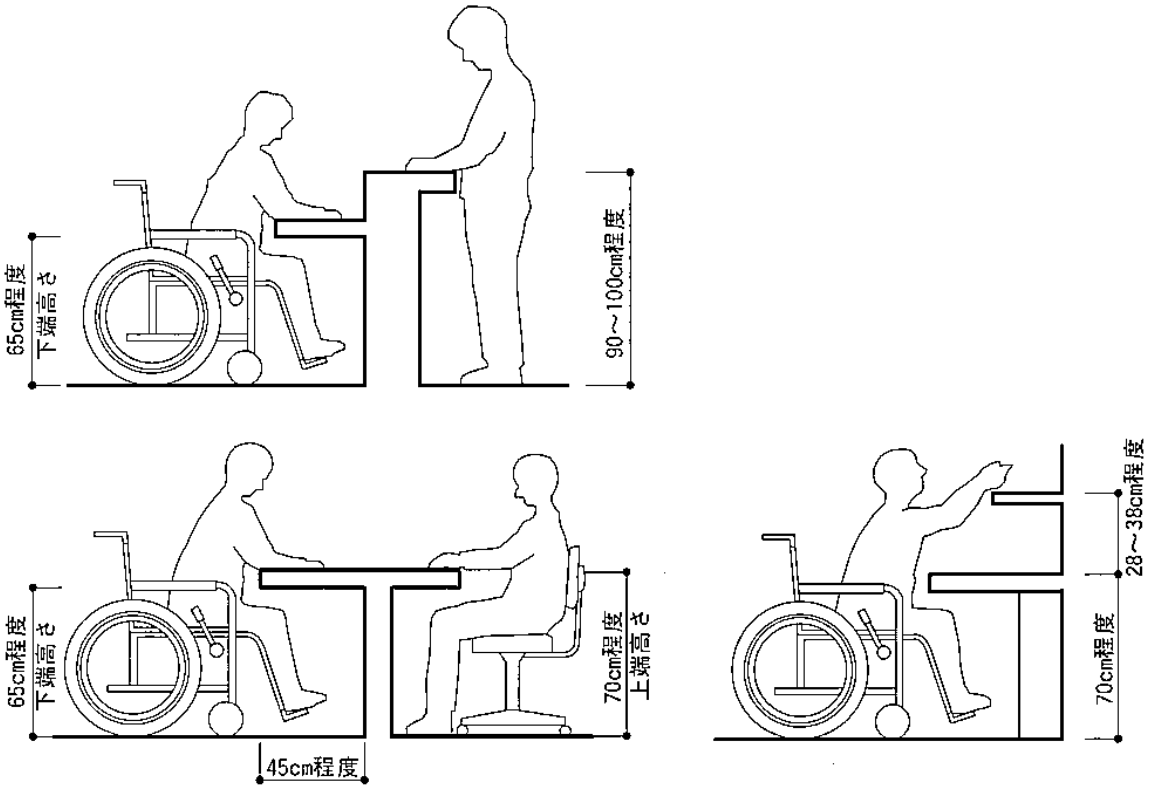
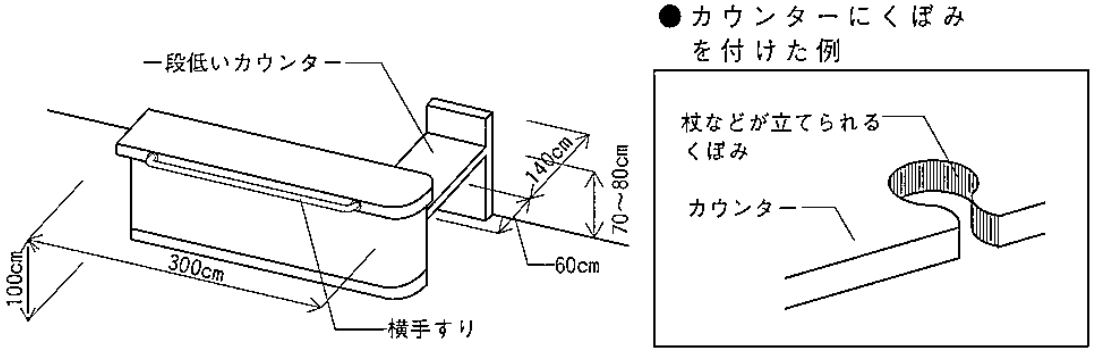
カウンター及び記載台の例